

<資 料>

私立大学における課外活動と その法的諸問題

清 野 惇

は じ め に

今日、大学では学友会傘下のクラブ及びサークルの活動が盛んであるが、このクラブ等の活動といわゆる課外活動との関係が明確に欠くだけでなく、課外活動の大学関係法令上の位置付け自体明らかではないように思われるが、それを法的観点から論じた文献も見当たらない。そこで主として私立大学でのクラブ活動を念頭において、それに関連する法的問題について考察し私見を述べることにする。

1. 大学における課外活動の法的性格

大学の課外活動について学校関係法令は直接規定するところはなにもない。ただ大学設置基準（昭和31・10・22文部省令28）第36条5号に「大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設（下線は筆者）その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」と規定している。この規定からすれば、課外活動施設は大学の厚生補導の施設であり、課外活動は学生の厚生分野に属する活動といえることができる。

このように大学設置基準は、大学に学生の厚生補導のため、課外活動施設をなるべく設置するよう求めていると同時に同設置基準第42条では「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。」と規定している。設置基準のこれらの規定は、大学の設置

者を名宛人に行っていることはいうまでもない。

ところで同様の規定は短期大学や高等専門学校の設置基準にも置かれているが¹⁾、高等学校以下の学校の設置基準には類似の規定は見当たらない。この相違は前者では課外活動を学生のための厚生活動とし、後者では課外活動自体が教育課程の一部（特別活動）として位置付けられているためと思われる²⁾。後者ではその就学年齢からして、教員による積極的指導が不可欠であるのに対し、前者ではその就学年齢から、学生の自主性を尊重して、学校の関与を厚生という助成支援の活動に止めたものと解することができる。

ところで「厚生補導」の意義である。広辞苑（新村 出編・岩波書店）によると「厚生」とは「人間の生活を豊かにすること。転じて健康を維持しまたは増進すること」と説明されており、また「補導」とは「補い助けること、助け導くこと」と説明されている。また「課外活動」については「学校の正規の教科学習以外の児童・生徒の活動。例えば自治活動・研究活動・或はクラブ組織による活動など。」と説明されている。

大学設置基準（以下単に設置基準という。）は「厚生補導を行う」という表現をしているので、ここでいう補導とは、厚生と連結した用語なのか、それとも厚生と並ぶ観念なのかが問題となる。厚生は本来自動的行為を支援する意義を有する用語であり、訓育的意義を持つ観念ではないから「補導」とは直接結びつかないので、両者は並立的観念として規定されている

-
- 1) 短期大学設置基準第28条5項及び高等専門学校設置基準第23条3項。
 - 2) 学校教育法施行規則第24条1項（小学校の教育課程の編成）「小学校の教育課程は、国語、社会～及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。

同施行規則第53条1項（中学校の教育課程の編成）「中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。」

同施行規則第57条（高等学校の教育課程の編成）「高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。」（アンダーラインは筆者）

と解すべきであろう。即ち「厚生」とは人間としての生活を豊かにするために支援する、換言すれば学生の福祉の増進の助成を意味すると解されるが、具体的には学生のための「厚生」活動とは、学生をして広い視野に立つ健康で教養豊かな社会人に育成するための正課（授業）外の大学の支援・助成を内容とする諸活動を指すといつてよいであろう。

これに対し「補導」とは、行為の規正を意味し、自主性を前提とする訓育的指導概念といつてよい。学内の規律・秩序の維持、規律違反者に対する制裁などがこの活動に含まれる。

設置基準は、この大学が行う厚生・補導の活動は、正課の教育活動と性格を異にする正課外の教育関連活動であることから、別組織を設けて行うことを求めているのである。

学校教育法第52条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と大学の目的を掲げているが、大学の教育活動の中心は、いうまでもなく大学が定め文部科学省の認可を受けた教育課程に基づく学芸の教授であり、原則として、教育課程に編成された授業科目の学修によってのみ卒業に必要な単位が修得できることになっている。これが正規の教育活動で通常正課といわれるものである。学校教育は、単に学芸を伝授するだけでなく、同時に人間性の涵養を図ることをも目的としているので、学校は授業を中心とした正課の教育と並んで学生・生徒の健全な心身の育成と豊かな教養の涵養を図るべき責務を負っている。その責務を高校以下の学校では教員の指導により果たそうとし、大学、短大、高専等の高等教育機関では、厚生活動により実現しようとしているといつてよい。正課外のこの分野は、高校以下の学校では、教育活動（学習指導要領上の特別活動）として捉えられているが、大学等の高等教育機関では、学生の年齢を考慮して、学生のための厚生活動のうち学生の自主的運営に委ねる活動を「課外活動」としているのである。したがって大学の課外活動と高校・中学の課外活動とは、同じ課外活動であってもその法的扱いを

異にすることに注意する必要がある。

また設置基準第42条は、前述のように、学生の厚生補導を大学の事務組織とは別の組織で扱うべきことを規定しているが、これは正課の教育活動と課外活動との性質の違いに着目したものといえよう。

正課の教育活動としての授業は、在学契約上の大学の義務であり、その履修は就学の目的である大学卒業の資格取得のために必須の要件であって、卒業するためには履修が強制されるが、それに対して課外活動は、あくまでも、これに参加するか否かは学生の自由であり、大学が義務として負うのは課外活動の施設（例えばテニスコートや学生会館等）の整備のほか専任職員の配置と一般学生が自由に参加できる行事や活動の設営に止まるといってよい。

大学の教育課程には「体育」という授業科目があり、その履修者には所定の単位が授与されるが、課外活動としての体育は、単位の取得とは無関係で、参加は強制されず、学生個々人の意思で参加するもので、活動主体は基本的には個々の学生であるが、課外活動の性格上どうしても同好会的グループが発生することになり勝ちである。学生が社会性を培う上でグループ活動は有益なこともあり、大学側も同好会の活動に関心を持つことになる。

しかしながら課外活動は、学生一般に向けられた厚生活動であることを考えると、いわゆる「部活」をもって課外活動と解するわけにはいかない。むしろ部活＝クラブ活動は同好会活動として、大学が管理する課外活動から区別すべきである。もっとも同好会活動を課外活動と区別するにしても、両者の目的とするところが同じであるとすれば、同好会を大学の管理下において育成することも考慮されてよい。

課外活動が学生の心身の健全育成を図り、その教養を高め、人間性を陶冶することを目的とする学生の自主的活動であるとすると、大学側の役割は課外活動施設を整備し課外活動を支援することに止まらざるをえないが、学生の行動が課外活動の目的・範囲を逸脱するときは、これを規正するこ

とも、補導責任を負う大学の役割とってよい。

2. 課外活動の施設・設備の管理

課外活動施設としては、学生集会所（学生会館）、寄宿舎、体育館等のスポーツ施設、学生食堂・売店、クラブ・サークルの部室等がそれに当り、講義棟や研究棟以外の施設は概ね厚生の施設とってよいが、大学は校舎や課外活動の施設（設備を含む。）については施設の維持・管理のための権限（施設管理権）を有している。即ち自主的活動としての課外活動は、ソフト面では補導権の行使により、ハード面では施設管理権の行使により、その活動に制約を受けることになる。施設管理権の中には学生の安全確保のための配慮義務に基づく行為規制の権能も含まれるし、また施設の利用秩序を図るための権能も含まれているので、これらの権能を通じて課外活動自体を規制することも可能である。

このように厚生の領域に属する学生の課外活動も、上述の大学の諸権能による規制から免れることはできないが、課外活動の本旨に照らし、その権能の行使にあたっては、学生の主体性や自主性を十分に尊重しなければならないことはいうまでもない。

3. 課外活動と学生の自治活動

このように大学の厚生活動としての課外活動は、正課外における学生の健康の増進及び教養の向上を目的とする自主的な活動に対する支援・助成の活動であるが、昭和40年代の学生運動の高揚期に学生による学生会館等厚生施設の自主管理の要求をめぐって学生自治会等の学生団体と対立した大学当局が、紛争回避のため学生側と妥協して課外活動を学生団体に委ね、当該活動に対する管理権限を半ば放棄した大学が少なからず生じた。学生自治会による課外活動の自主管理もその一例である。

課外活動は、教育課程に従い学芸を教授する正課の教育活動とは異なり、その実体的内容は学生の主体的、自主的活動ではあるが、それが大学の傘

下で大学の支援を受けて行われている限り、大学の規制を排除することは許されないはずである。

にもかかわらず学校権力との対決を主義とする左翼学生グループの勢威に押され、あるいは大学としての進歩性を誇示し学生の歓心を買うため、学生側の不当な要求に譲歩した結果が、学生自治会による課外活動の支配とってよい。

ところで課外活動は大学の管理下にあり、その援助を受けるとはいえ学生による自主的活動であることから、学生の自治活動と親近関係があることは否定できず、そこに両者が結合する契機が存在するとってよい。高校以下の下級教育機関では自治会活動も課外活動に含まれるが、勿論学校の管理下での自治活動にとどまるのである。

学生の自治活動は大学の権限を侵さない限り尊重されるべきであるが、学生自治会が課外活動を自治活動の中に取り込むことは、大学の厚生活動を学生自治会が支配することに他ならず容認できないことである。

課外活動と自治会活動とは厳格に区別すべきである。課外活動が自治会活動に飲み込まれ、学生自治会が課外活動を支配することになると、理屈の上では、大学の施設を本拠にして学内で活動する限り、当然に大学の前記権限の行使を受容することになるとはいえ、これら学生団体の規約にこれを容認する規定がない限り、大学の厚生に関する権能は事実上否定されることになり、最悪の場合は課外活動施設の管理権すら無視されることになりかねない。

もっとも課外活動と同好会活動は別だとすると、学生自治会が取り込んだのは同好会（クラブ）活動であるから、学生自治会（学友会）が課外活動を支配下に置いた訳ではないと解することも可能である。

しかしながら、学生自治会が課外活動を支配しているからとって、その課外活動から生じる事故等の責任を学生自治会が引き受けるわけではないし、またその能力もないので、結局のところ、その法的責任は大学・学校法人が負わざるを得ないことになる。

大学の規制権限行使の能否は、責任否定の抗弁事由にはならないのである。

4. 課外活動の内容・範囲の明示

課外活動から生じる大学としての事故責任の有無を明確にするためにも、課外活動の内容及び範囲を、大学がその規程等で明確にする必要がある。学生に対する厚生活動も大学の教育に関連する活動であるから、その活動について大学として具体的な方針や計画を策定し、また課外活動についての学生の行為規範を定めなければならないが、規則・規程でこれを総括的に定めている大学の有無は不詳である。

課外活動の内容や範囲が明確でなければ、学生自治会がクラブ活動を支配している場合、自治会活動と課外活動との区別がつけ難いことになるが、前述のようにクラブ活動は課外活動ではないと解すれば、両者の区別は容易である。

大学が学生のための厚生活動として、具体的にどんな活動をするのか、その中の一活動である課外活動として、何を行うのかについての学則規定が必要であろう。特にクラブ活動を課外活動と位置付ける見解に立てば、クラブが学外に出て活動する場合例えば学外で行われる対外試合への出場も課外活動なのか、それとも課外活動を学内活動に限り、学外活動は同好会活動もしくは自治会の活動とするのかを明確にしなければならない。学外での活動も課外活動とするならば、出場費用等学外活動の経費は大学で負担すべきことになるが、学外でのクラブ活動は同好会活動であって課外活動ではないとの立場をとるならば、大学の経費負担の問題は生じないことになる。

厚生活動は勿論課外活動だけではなく、就職相談、生活相談、健康相談等の業務もそれに含まれるし、正課に付随する学習相談や進路相談についても、これを正課授業に付随する行為とみるのか、それとも厚生活動の一つとしてのカウンセリング活動とみるのかという問題もある。授業内容に

についての疑義の質問に対する応対は授業に含まれる行為であるが、一般の学習相談や進路相談はむしろ厚生活動の一環といってよい。

学生に対する学校保健法による健康診断（第6条、第7条）や結核予防法による健康診断（第4条、第5条）等は、法律によって大学に義務付けられた学生のための厚生活動の一つといえる。

一般的に課外活動はクラブ活動と理解され、クラブを課外活動の基本単位として扱い、クラブ以外の個々の学生を軽視する傾向があるが、課外活動の対象は、個々の学生であってクラブのようなグループではない。大学は個々の学生に対して、平等に参加する機会を与え、その利益を享受できるように課外活動を構築しなければならない。例えば個々の学生が参加する運動会、学芸会、展覧会、講演会及び修学旅行等の実施である。個々の学生が平等に厚生活動の利益を享受できるためには、その活動は基本的には参加可能な学内活動に限るべきであり、学外の活動まで課外活動とすることは適当でない。尤も大学が実施する修学・研修の旅行などはその例外といえよう。なお学外での活動とは、学校施設外での活動を意味するので、大学の所在地以外に所在する学校施設で行われる活動も学内での活動である。

5. 課外活動とその経費負担

大学は、学生のための厚生活動として課外活動を取り扱うが、それに要する費用は、それが大学の教育関連活動である以上大学が負担すべきであり、学生に負担を求めるべきではないであろう。

もし財政的事情から負担を求めるとすれば、当然学則にその負担を明記すべきである（学校教育法施行規則第4条第1項7号）。学生に学納金として一律に課外活動の経費を負担させるならば、その用途を明確にし、一部の学生に偏る経費支出がないよう公平を期する必要があるであろう。

今日、学納金としては、通常、授業料の他施設費が徴収されているが、授業料はその字句の通り授業に対する対価であり、それには課外活動の経

費分は含まれていないといえる。施設費は学校施設や設備の整備費であり、その施設の中には当然課外活動施設も含まれている。

このように課外活動の施設・設備等の整備費は施設費で賄われていると
いってよいが、その施設や設備を利用して行われる課外活動やその他の厚
生活動例えば相談業務や就職の斡旋・紹介業務等に要する経費は、学生全
員が必ずしも、そのサービスを受けるわけではないので、学生には負担さ
せず、学納金とはされていないのが現状である。また課外活動施設の使用
料も徴収されることはないが、それは学納金である施設費に含まれている
と見ることもできる。

6. 課外活動と学生自治団体

現在、多くの大学では学生団体である学友会がクラブ活動を取り仕切っ
ている。大学によっては、入学式に学友会の入会式をも併せ行い、更には
入学生から、授業料と共に学友会費を徴収しているところもある。学友会
費の徴収を大学が代わって行うことは、後述するようにそれが実質的には
自治会費であることから問題である。

そもそも学内にある学生団体は、あくまでも任意加入の団体でなければ
ならず、また大学の監督を受けなければならないから、学友会にしても学
生自治会にしても、学生をその意思にかかわらず、入学と同時に自動的に
会員とすることは許されないが、大学側が関与することにより、学生をし
て義務的に加入しなければならない学生組織のように誤解させるおそれ
がある。会費の代理徴収もこのような誤解を招くものとして好ましくない。

大学としては事実上課外活動を主宰している学友会との友好関係を保持
し、その協力を得るためにはやむを得ないサービスとして代理徴収を引き
受けているものと思われるが、実質的に自治会費である学友会費の徴収に
協力することは異常なサービスであり、これを大学の業務として認めるわ
けにはいかない。学友会費が、たとえ課外活動の費用の支弁金であっても、
学則に定めのない以上これを学納金並みに大学が徴収することは、学生自

治会への加入を大学が後押しすることになる。もし学友会に対するサービスとして、その会費の徴収に協力するのであれば、会員になって会費を納めることは、あくまでも任意であることを学生に告知した上ですべきであろう。

学友会が課外活動を事実上主宰しているからといって、大学が学友会に対し大学の厚生業務である課外活動の運営を法的に委託し、且つ、その費用を学納金として学生より徴収する権利を与えたわけではないので、この会費なるものは、学友会という当該学生自治団体の運営経費の分担金であり、いわゆる自治会費であって、そもそも大学が関与すべき筋合いの金員ではないのである。

このような納得し難い問題が起きるのは、今日の課外活動の中心を占める文化及び体育の各部門のクラブ活動が、学友会の傘下で行われていることによる。もっともそれが自治活動の一環として行われているのであれば大学は無関係であるが、課外活動として行われている故に問題なのである。

課外活動は学生のための厚生活動の領域に属する大学の活動であって、それに関する責任は全て大学（学校法人）に帰属するから、本来大学が管理できない学生自治会としての学友会が行うべき活動ではないのである。学友会の傘下でなされるクラブ活動に対し、大学が監督を行いうるのであればともかく、そういう仕組みになっていない以上、その活動は学友会の自治活動であって、大学の「課外活動」ではないのである。もし学生団体の手を借りて課外活動を行うのであれば、その学生団体は大学の支配を排除する学生自治会であってはならないのである。

もし学友会に課外活動の運営を任せるのであれば、学友会に対する大学の監督権を確立する必要がある。課外活動については、学友会による自由な運営を認める余地はないからである。

7. 厚生補導の業務とその担当組織

設置基準第42条は、大学の事務を処理する事務組織を設けるべきことを

定めた第41条とは別に「学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。」と規定し、厚生補導の活動は、専任の職員を配置する組織で行うものとしており、大学の通常業務を担当する事務組織とは異なる組織を予定しているが、それは厚生補導の活動が、正課教育等他の大学の活動と性格を異にするためと考えられる。

設置基準が、学生の厚生補導を大学の通常業務の組織とは別の組織で行い、しかもその組織には専任の職員を配置することを求めているのは、その業務の重要性を示すと共に専門的な知識経験を有する「職員」の配置を想定しているといつてよい。種々の学生相談等のカウンセリング業務等を想起すれば納得できることである。勿論厚生活動に教員の関与を排しているわけではないが、相談業務に関与する教員は、正課授業の担当者としてではなく、カウンセラーとして参加することになる。

ところで学生の厚生補導に関する業務は、大別すれば、支援・助成を主たる内容とする厚生業務と指導・規正を内容とする補導業務とに分かれ、前者としては課外活動と大学生活に関するカウンセリングの業務があり、後者としては校則の励行や学生の賞罰等の業務がある。前者のうち課外活動業務は、課外活動に使用する施設を整え、学生にその利用を勧め、必要な助言・指導を行うことが中心になるが、カウンセリング業務は各種相談に応じられるカウンセラーを選定配置し、学生の相談に適切に対応しうる体制を整備することが中心になる。これらの業務の運営は、いずれも学生側の利用を前提とする受動的性格をもつといつてよい。

大学の課外活動は、学生が主体的自主的に行うものであっても、それを厚生活動の目的にそって適切に行わせるためには、大学としては必要に応じて指導もしくは規正の権限を発動できなければならない。その指導及び規正等は、後者の補導の行為として行われることになる。

今日、大学の学生に対する厚生活動は、学生部と就職部が主としてこれを担当しているが、問題は課外活動に関与する学友会のような学生団体と学生部との関係である。課外活動は学生の厚生活動として大学によって行

われるべき行為ではあるが、その実施に学生団体の協力が必要であるとしても、厚生活動を学生団体に全面的に委託することが許されない以上、学生団体が行うことは、大学の統制の下で課外活動を補助することに限られることになる。

課外活動における大学の役割は概ね受動的なものではあるが、それが学生のための厚生活動として行われているとすれば、それに伴う責任は大学が負わなければならないから、大学としては課外活動の目的に沿わない学生の活動は、これを規制しなければならないことは当然である。大学と課外活動に関与する学生団体との関係は、この視点からの吟味も必要である。大学が責任をとり得るような運営組織をもたない学生団体に課外活動を任せることはできないのである。したがって学友会が自治団体として大学の規制を拒否していても、大学がその傘下で行われているクラブ活動を課外活動として取り扱うのであれば、大学はそのクラブ活動に対し、当然に監督権を及ぼしうし、及ぼさなければならないのである。

望まれる運営組織としては、大学と学生との共同組織で、課外活動運営の最終決定を大学側がなし得る機構とすることである。例えば会長には学長が、体育及び文化の各部長に教員がそれぞれ就任する等が考えられる。そのような組織を編成することが現状では困難であれば、大学が直接課外活動を運営しなければならないことになるが、むしろそれが本来の在り方といってよいであろう。

設置基準が、学生の厚生補導を行うため専任の職員を置く適当な組織を設けることを求めているのは、大学自体が相応の組織をもって課外活動を実行することを予定していると解することもできるのである。

8. 課外活動としてのクラブ活動

今日、課外活動といわれているのは、主として文化及び体育の部門のクラブ活動である。同好の士が集まってグループ活動をすることは、社会性を涵養する上で有益であるから奨励すべきではあるが、課外活動をクラブ

本位にすることは疑問である。大学の厚生活動は、本来個々の学生を対象にすべきものだからである。したがって課外活動施設の利用についても、クラブの優先使用権を認めるのは適当ではない。

前述のように、課外活動の経費は、学納金の施設費で賄われていると解することも可能であるが、もし大学が課外活動経費の支弁を学生に求めるのであれば、学則に学納金として明記しなければならないことは先に指摘した。しかし施設費以外に課外活動の経費を学納金として徴収している大学の有無は不明であるが、課外活動の指導業務については、専門職の委嘱費用等を考慮するならば、その経費負担を学生に求めることは可能であろう。

課外活動に関与する学友会が、その財政的基盤を確立するために、入会した学生から入会金や会費を徴収し、その一部を各クラブに活動費として分配しているが、これは学生に会費という形で課外活動の経費を支弁させているわけではなく、その会費なるものは、学友会という学生自治会への拠出金なのである。この会費を大学が学友会に代理して徴収するならば、その会費を課外活動の経費支弁金と誤解させる虞がある。

大学によっては、学生自治会でもある学友会の活動に補助金を支出しているところもあるが、その補助金の性格は曖昧である。もしそれが学友会が大学に代わって主宰する課外活動に対する補助金であるならば、その使途は課外活動に限られるべきであって、自治会活動に費消されてはならないのである。

課外活動に費用が必要なら、その費用は学生のための厚生活動の経費として本来大学が負担すべきであり、その資金が必要ならば、学則にその費用を学生に負担させる旨の定めをすべきである。そうでない限り、学生から厚生活動費用の支弁金を徴収することは認められない。

それではクラブが学外で開催される競技会等へ出場する場合の旅費や合宿に要する費用等は誰が負担すべきかである。この出場や合宿を課外活動として大学が承認するならば大学がその費用を支出すべきであるが、前述

のように学外でのクラブ活動を，学生一般の厚生活動としての枠内の行為と認めることは困難なので，原則として，その費用はクラブ員の自己負担か或は父兄会や同窓会等の後援組織の援助金に頼らざるをえないことになる。ただ試合出場や大会参加が，大学の宣伝として有益であれば，例外的に大学の広報宣伝の予算から支出することも考えられる。

9. クラブの部長・顧問，監督の法的地位

クラブ活動は，課外活動という大学の教育関連活動ではなく，学生の同好会という私的なグループの活動と解すれば，そのクラブ活動の指導者として専門的技能者や有識者を招くことは，大学の関与すべき問題ではないが，学友会の傘下で行われるクラブ活動を大学の厚生活動としての課外活動と見るならば話は別である。この場合はクラブ活動は二つの性格をもつことになる。一つは課外活動という大学の厚生活動としての性格であり，その場合の指導は，大学の教職員（嘱託を含む。）がこれを担当することになる。今一つは私的な同好会活動としての性格であり，この場合は必要があれば，同好会自身で指導者を用意しなければならないことになる。尤も前者の場合であってもクラブ活動が専門的な技能や知識経験を要求する場合には，大学の職員の能力では不十分な場合もあり，外部の人材に頼らざるをえないことになる。後者の場合は，同好会としてのクラブ自身が適格者を選定して委嘱することになるが，その委嘱はあくまでもクラブと委嘱を受ける者との間の私的な契約関係である。

問題は同好会ではなく，大学自体がこれらの人材を必要とする場合，どのような身分や地位で招聘するかである。考えられるのはボランティア（任意協力者）として協力を仰ぐか，或は大学の職員（非常勤の嘱託）に採用して協力を求めるかのどちらかであろう。

一連のクラブ活動を学内外で切り分けて，学内での活動は課外活動，学外での活動は同好会活動とする立場を採るならば，この指導者の問題はどのように考えるべきであろうか。この場合は課外活動に指導者がいれば，その指

導者が引き続き同好会活動の指導を行うことになるであろうが、課外活動の指導に嘱託職員が当たっている場合は、その身分のままでも同好会活動を指導することは職務外としてできないので、ボランティアとして指導せざるを得ないことになる。

次いでこれら指導者の身分問題であるが、大学が主宰する課外活動に職員以外の一般私人を配置したのでは、大学としての厚生活動とはいいい難くなるので、ボランティアとして、課外活動に協力する人達には監督責任を負わない事実上の顧問に就任してもらおうとしても、クラブ員に対し通常指導監督の責任を負う部長や監督は、常勤・非常勤のいずれにするかはともかくとして、大学の職員でなければならない。

これに対し同好会という私的グループの場合は、専門の技能や知識経験の必要性に応じ、随時、顧問や監督を委嘱できるわけであるが、クラブ活動のどこまでが課外活動であり、またどこからが同好会活動かを区別する基準としては、前述したように、端的に、課外活動は学内に限り、学外での活動は同好会活動とすることが考えられる。

これに反しクラブ活動の一体性や指導の一貫性から、このような区分は技巧的に過ぎるという批判も当然予想される。このような疑問が生じるのも、もとはといえば「課外活動」の実体や法的位置付けが不明確だからである。学生のための厚生活動としての課外活動の内容と範囲を学則等の規定で明確にすることが望まれるが、さしあたって厚生活動としての「課外活動」は、原則として、大学の管理が容易であり、且つ一般学生が参加又利用可能な学内活動に限り、学外での活動は同好会活動と解し、大学の責任範囲外と考えたい。

今日のクラブやサークルの顧問、部長及び監督等の指導者に大学の教職員や学生 OB が委嘱されることが多いが、その委嘱はクラブやサークルがしていて、大学が関与していないだけに、その身分や地位は勿論、その役割や責任も明確に欠く。クラブ活動から生じる事故や不祥事の監督責任の有無を明確にするためにも、これらの指導者の権限と責任に関する規程を

作成し、大学が委嘱する場合は勿論、クラブが委嘱する場合にも、契約の準則として援用されることが望まれる。

前述のようにクラブやサークルの活動は、「課外活動」ではないと解すれば、上述のような厄介な問題は回避できるが、今日の一般的理解の下では「課外活動」は、大学の活動と同好会活動との二面的性格を有するものと考えられることになるだけに、この問題は重要である。

クラブ活動なるものが、課外活動ではないとしても、同好会としてのクラブやサークルが学内外で活動している現状からすれば、これを学生グループの私的な活動として放置すべきではない。大学による規制と支援が考慮されてよい。しかしその支援はあくまでも恩恵の支援であって義務的支援ではないから、その支援は大学による規制を受け入れることを条件とすべきである。

10. 課外活動に伴う事故責任

課外活動は、大学によって行われる学生のための厚生活動であるから課外活動の運営や課外活動施設の管理に手落ちがあれば、その結果生じた事故による損害について、大学は賠償責任即ち学生が被害者である場合は債務不履行責任を、学生及び教職員以外の外部者が被害者の場合は不法行為責任を免れることはできないが、課外活動の枠を超えたサークルやクラブの活動に関連して生じた事故の場合の責任問題はどうかであろうか。理屈からいえば、責任は事故を起こした行為者自身が負い、他のサークルやクラブの仲間は責任を負わないが、学友会のようにサークルやクラブの活動を自らの活動として統轄する学生団体では、その団体が場合によっては「権利能力なき社団」として、監督責任を問われることもありうるであろう。この場合は学友会の保有する財産で損害賠償をすることになるが、クラブ等の活動を指導監督する部長や監督がいる場合は、これらの者にも監督責任が及ぶことになるし、もし課外活動と同好会活動とが学内外で明確に分離されていないならば、学外でのクラブ活動についても、これら等の指導者

は、大学の代理監督者としての責任を負うことになるであろう（民法715条2項）。その場合は大学もまた代理監督者の選任・監督に関し責任を問われる虞がある（同条1項）。

それだけに同好会活動としてのクラブ活動や課外活動としてのクラブ活動に関する規定を整備して、大学の権限と責任を明確にすることが望まれる。権限のないところに責任はない理屈であるが、権限を持つべきであり、持ち得るのに、あえて持たない場合にも、そのこと自体が手落ちとされ責任が及ぶことに留意しなければならない。

11. 学友会組織と課外活動

ここで課外活動を統轄している某私立大学の学友会の規約を素材として、そこに存在する法的問題に論及したい。

同規約は学友会の目的を「本会は本学建学の精神に基づき、会員相互の協力による自治活動によって学園の自由な発展、学問の探究及び真の民主主義の追求を目的とする。」（2条）とし、本学各学部の学生をもって組織する（1条）と定め、学友会を学生の自治活動の組織として位置付けている。

そして会員の義務として「会費を定期に納入すること。」（4条2項）を掲げ、45条において「本会の会費は1年間6,000円とし、第1期授業料納入と同時にこれを納入するものとする。」と定め、更に6条では学友会の基金積み立てのための入会金の徴収を規定している。

このように某私大の学友会は、全学生を自動的に会員とした上で、会員に対し授業料と同時に会費の納入を義務付けているだけでなく、「外国人留学生については、諸納付金納入規程（法人理事会制定・筆者註）第3条第2項が適用されたものに限り、本人の申請によりこれを減免することができる。なお減免率は諸納付金減免率に準拠する。」とし（4条2項）、学納金と同一の基準による減免扱いを定めている。

これらの規定から判明することは、この大学の学友会なる団体は、同大

学に入学者を、その意思如何にかかわらず、全員自動的に会員とするもので、しかも会費年6千円という少額でない年会費を卒業するまで毎年、第1期授業料と同時に納付することを会員に義務付ける学生の自治組織ということになる。

学生が自治会に入会するか否かは本来自由であるべきなのに、その自由を認めないのは「民主主義の追求」を目的に掲げる学友会としては矛盾といわざるをえない。このような規約は法的に無効であり、学生に対し拘束力はないが、そもそもかような規約を有する学生団体は、学内においてその存在を許すべきではないといえる。

しかもその会費を大学が学友会に代わって徴収するなどは論外といわざるをえない。大学当局が学友会費の徴収に手を貸すことは、学生をして会費を学納金と同列の納付金と誤解させるおそれがあり、学則の納付金規程に抵触する疑いがある。

大学の構内に大学の管理に服さない治外法権を有する学生団体の存在を認める余地のないことからすれば、大学によって公認された学友会は表向きはともかく、当然に大学の管理に服することを容認しているものと言わざるをえない。

ところで規約によれば、学友会の機関としては、学生大会、自治委員会及び代議員会という議決機関と執行委員会、体育局会、文化局会及び厚生局会という執行機関が定められている。その体育局会及び文化局会は、それぞれサークルに関する事項について協議し(35条)、体育局会は「会員相互の健康増進、特技の向上をはかり、第3条の目的を達するために努力しなければならない」とし、文化局会は「会員の教養を高め、第3条の目的を達するために努力しなければならない」(36条)と規定し、また厚生局会については「全ての学生に精神的、物質的安定を与えることを目的とし」(42条)と定めている。

この体育、文化及び厚生各局会が行う活動内容こそ、学生に対する大学の厚生活動そのものであり、体育及び文化各局の活動は、課外活動とそ

の実体を同じくしているといつてよい。

そうであれば設置基準が大学自ら行うべきものとしている学生に対する厚生活動を、学生の自治組織である学友会に委ねたことになるが、その各局の活動に対して、大学側は同規約第5条2項に定める学友会と大学側との合議体としての「協議会」での合意を通して僅かに影響を与え得るだけで、学生側が合意しない限り、大学が学友会の活動に干渉することはできない仕組みになっている。

もっとも協議会規程10条は「この協議会において協議され合意に達した事項は、教授会、職員会及び学友会において十分尊重されるものとする。」と規定し、双方に合意を尊重すべき義務を課してはいるが、合意に拘束力を認める規定でないことは勿論である。なおこの協議会規程なるものは、何人が制定者なのか判然しないが、ただその規程の変更が12名の協議会委員の3分の2以上の同意だけでなしうるとしている点からすれば（同規程11条）、その制定者は「協議会」自体ということになり、協議会規程は大学側の規程ではないことになる。そうだとすれば外部組織である協議会が、その経費を大学に負担させたり（12条）、その事務を大学の学生部に担当させたりすること（13条）は不可解というべきことになるが、同規程4条は協議会の教職員委員には学園理事及び学園評議員も含むとしているところからすれば、本規程の制定者は学園理事会でなければならないと思われるが（学園評議員が協議会委員になることはその職務権限外であり、理事会や評議員会において評議員を協議会委員に指定することも、同様にその権限外であって、いずれも私立学校法の上では認められないことである。）、そうであるならば、11条の規定は「学園理事会は、協議会委員の3分の2以上の同意を得て本規程を改正することができる。」とすべきである。

この協議会なるものは、学校法人（学園）と学生自治団体である学友会との協議機関とされているが、前述の通り、学友会なるものが果たして学生の正当な代表組織であるかどうかは疑問である。協議会の役割や組織運営についての法的吟味が必要であろう。

もし学友会の規約通り、学友会が名実共に大学の統制に服しない学生の自治団体であれば、学友会の主宰する課外活動をもって、大学の課外活動とみることはできないので、同大学は学友会とは別に自ら課外活動を主宰するか、それとも学友会の各局の活動を大学が統制できるように学友会規約の改正を求めるかの何れかの方法をとる必要があるが、学友会は容易にこの方針には同意しないと思われる。

なんとなれば大学の統制を受ける学生団体は、もはや彼らの標榜する学生自治会ではないことになるし、学友会の活動から課外活動とされるクラブ活動を取り去るならば、大学からの補助金は打ち切られ、学生からの会費徴収の名目も失い、その財政的基盤が崩壊する虞があるからである。しかしながらこの学友会問題は、同大学の管理運営の正常化のためには、早晩解決しなければならない重要課題といってよい。

そもそも学友会は、沿革的には学生運動の高揚過程で、学生自治会がその財政的基盤を確立する方策として「課外活動」を取り込むために多くの大学で創設されたもので、その実体は学生自治会そのものといってよい。課外活動を学友会の運営に委ねたいのであれば、まず学友会の学生自治会としての性格を払拭し、大学が管理する課外活動団体として再編成される必要がある。

お わ り に

上記論述を踏まえて、課外活動をはじめとする私立大学の厚生補導に関する学則整備のための参考として関係規則・規程の試案を以下に提示する。

《学生の厚生補導業務に関する規則》（平成0年理事会規則第0号）

（目 的）

第1条 本規則は、大学設置基準第42条の定める学生に関する厚生補導業務について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本規則において「厚生」とは、学生の健康の保持等学生の福祉の増進と教養の向上を目的とする学生の自主的活動を助成支援する大学の正課外の活動

清野：私立大学における課外活動とその法的諸問題

をいい、「補導」とは学生が学則その他の校則を遵守し、就学の目的を達成するよう指導し規正する大学の活動をいう。

(厚生補導業務の内容)

第3条 学生の厚生補導に属する業務（以下単に厚生補導の業務という。）は、次の通りとする。

- ① 学生生活に関する各種相談業務
- ② 課外活動に関する業務
- ③ 学友会、同好会等学生団体に関する業務
- ④ 学生の保健に関する業務
- ⑤ 就職情報の提供及び就職の紹介斡旋に関する業務
- ⑥ 学生の規律保持及び学生の賞罰に関する業務
- ⑦ 上記各号に付帯する業務

(厚生補導業務の所管部課)

第4条 前条1号ないし4号及び6号の業務は学生部の所管とし、5号の業務は就職部の所管とする。

(厚生関係経費の負担)

第5条 理事長は、必要があれば、理事会の承認を得て、学生のための厚生活動に要する費用の一部を学生に負担させることができる。

(業務協力者の委嘱)

第6条 理事長は、学長と協議の上、厚生補導の業務の実施に必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、弁護士、臨床心理士等の専門職に業務の一部委嘱し、もしくは専門的技芸や学識を有する外部者を嘱託職員として任用し、その業務に協力させることができる。

2 理事長は、職務付加の処置をとり、教員をその本務外の相談業務または課外活動の指導に関与させることができる。

(任意協力者に対する謝金)

第7条 理事長は、厚生補導活動に任意協力した者に対し、学長と協議の上、相応の謝金を供与することができる。

(助成金)

第8条 理事長は、相当と認めるときは、学長と協議の上、同好会の活動に対し助成金を交付することができる。

(運営権限の委任)

第9条 学生部及び就職部が所管する厚生補導業務の運営については、これを学長に委任する。ただし第5条ないし第8条の行為は除く。

2 学長は、第1項の業務の運営に必要な規程を作成することができる。

3 学長は、学生の懲戒に関し、規程をもって、その事由及び手続並びに懲戒の種類を定めなければならない。表彰についても同様とする。

(懲戒処分に対する不服審査)

第10条 理事会は、学長が行った懲戒処分に対する不服申立について審査を行う。

2 第1項の審査の手續等については、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会がこれを行う。

(附 則)

本規則は平成0年0月0日より施行する。

(学生部所管の厚生補導業務の運営に関する規程) (学長規程平成0年第0号)

(目 的)

第1条 本規程は、学生の厚生補導業務に関する規則第9条2項に基づき、学生部が所管する厚生補導業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(厚生補導委員会)

第2条 学生部に厚生補導委員会を置く。

2 厚生補導委員会は、学生部の所管する学生の厚生補導業務に関し、学生部長に対し意見を述べるものとする。

3 厚生補導委員会は、各学部から2名宛て選出された委員によって組織し、委員の互選によって選ばれた委員長が議事を主宰する。

4 委員長は、学生の厚生に関する事項を審議するときは、学生代表に委員会への出席を求め、その意見を徴することができる。

5 厚生補導委員会の運営及び学生代表の選定に必要な事項は細則で定める。

(学生懲戒委員会)

第3条 学生部に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、学生の懲戒案件について審査し、懲戒の要否及び適用すべき懲戒の種類等に関し、学生部長に対して意見を述べるものとする。

3 学生懲戒委員会は、厚生補導委員及び各学部選出の教授各1名の委員で組織し、委員の互選により選ばれた委員長が審議を主宰する。

4 委員長は、必要に応じ、関係者を参考人として招致し、審査に協力を求めることができる。

5 学生懲戒委員会の運営に関し必要な事項は細則で定める。

(担当部門の設置)

第4条 学生部にその所管する厚生補導業務を分担するため、相談部門、課外活動部門、健康管理部門及び補導部門を設け、それぞれ主務職員を配置する。

2 相談部門は、大学生活に関する学生からの各種相談に対応する業務を担当する。ただし就職に関する相談を除く。

3 課外活動部門は、学生の課外活動並びに学友会及び同好会に関する業務を担当する。

4 健康管理部門は、学生の健康管理、保健室の運営及び健康相談に関する業務を担当する。

5 補導部門は、学内の秩序維持、校則の励行及び学生の賞罰に関する業務を担当する。

(協議会)

第5条 前条3項の課外活動部門に協議会を置く。

- 2 協議会は、学生課長、主務職員及び学生代表若干名で構成し、学生課長が議事を主宰する。
- 3 学生代表の員数及びその選定方法については細則で定める。
- 4 協議会は、課外活動の年間計画に関し、学生部長に意見を述べるものとする。

(相談業務)

第6条 第4条2項の相談業務は、以下の通りとする。

- ① 学生生活に関する相談業務。
 - ② 事故及びトラブルに関する相談業務。
 - ③ セクシャル・ハラスメントに関する相談業務。
 - ④ 学業に関する相談業務。
 - ⑤ 保健及び医療に関する相談業務。
- 2 相談は、相談者（クライアント）のプライバシーを保護するため、原則として、特設の相談室でカウンセラーによって行う。
 - 3 相談に関与した職員及びカウンセラーは、相談者の氏名及び相談内容について守秘義務を負い、他人に妄りに漏らしてはならない。但し、その相談内容が、大学の教職員もしくは学生の非違行為に関与するときは、カウンセラーは相談者の同意を得た上で学生部長を通じて、その聴取した事実を学長に報告しなければならない。
 - 4 相談業務の運営及びカウンセラーの選定については細則で定める。
 - 5 保健及び医療に関する相談は保健室が担当する。

(課外活動業務)

第7条 課外活動業務は、心身の健康の保持等学生の福祉の増進と教養の向上を目的とする学生の課外活動の支援及び指導とする。

(課外活動の対象)

第8条 課外活動は、学生個人々人を基本的相手方とする大学の厚生活動であり、学生個人が自由に参加しうような行事または活動として企画し実施されなければならない。

- 2 前項の行事・活動としては、講演会、講習会、展覧会、社会見学、運動会及びハイキング等のレクリエーションが考慮されるべきである。

(同好会)

第9条 同好の学生がグループを結成し、大学の管理下で、学芸及びスポーツ等の同好会活動を行う場合は、その活動に関し課外活動に準じた扱いをすることができる。

- 2 学生個人と同好会との間で課外活動施設の利用が競合する場合の調整は、課外活動部門の主務職員がこれを行う。
- 3 同好会の取扱要領については細則で定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学評議会の意見を聴き学長が行う。

(附 則)

本規程は平成0年0月0日より施行する。

《同好会の指導者に関する規程》(平成0年学長規程第0号)

(目 的)

第1条 本規程は、学芸、技能及びスポーツ等の同好の学生により結成された同好会(クラブ)の指導にあたる教職員及び同窓会員等の外部者(以下指導者という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、同好会活動の指導者についての定めであり、課外活動の指導者については別に定める。

(指導者の定義)

第3条 本規程において「指導者」とは、同好会との間で締結した委嘱契約に基づき、その顧問、部長、監督及びコーチ等の役職に就任する者をいう。

- ① 顧問とは、同好会の運営及び実技の習練について助言する者をいう。
- ② 部長とは、同好会の運営管理に当たる者をいう。
- ③ 監督(コーチも含む)は、主としてスポーツ関係の同好会活動で実技の指導に当たる者をいう。

(任意協力者)

第4条 前条の委嘱契約によらず事実上同好会の顧問、部長もしくは監督の職務を引き受けている者は、任意協力者(ボランティア)とし、本規程上指導者としては扱わないものとする。

(委嘱契約)

第5条 指導者となるべき者との委嘱契約は、指導者の種別、役職、委嘱期間及び報酬等必要な事項を明記した契約書によるものとする。

(指導者の責務)

第6条 指導者は、委嘱の趣旨に応え、誠実にその職務を遂行するものとする。

- 2 指導者たる部長及び監督は、同好会活動中の会員の行為につき、原則として、監督責任を負うものとする。
- 3 指導者は、契約期間中であっても、同好会員との間の信頼関係が喪失する等やむをえざる事由が生じたときは、指導者を辞任することができる。

(職務専念義務の免除)

第7条 教職員が委嘱を受けて同好会の指導者に就任するときは、学長に申出てその承認を受けるものとする。

- 2 教職員が、その勤務時間中、同好会活動に関与するときは、職務専念義務の免除を受けなければならない。

清野：私立大学における課外活動とその法的諸問題

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学評議会の意見を聴き学長が行う。

(附 則)

本規程は平成0年0月0日より施行する。

《課外活動の指導にあたる教職員に関する規則》(理事会規則平成0年第0号)

(目 的)

第1条 本規則は、大学の課外活動の指導に当たる教職員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務付加)

第2条 学長は、大学の課外活動に専門的知識または技能を有する教職員の指導を必要とする場合には、当該教職員の同意を得て、理事長に対し、その本務に課外活動の指導の職務を付加する処置を求めるものとする。

(指導担当者の責務)

第3条 課外活動の指導に当たる教職員は、課外活動の目的を体し、学生部長の所轄の下で、その目的達成に努めるものとする。

2 指導担当教職員は、危険を伴う課外活動については指導に服する学生の安全のみならず、第三者の安全の確保にも配慮しなければならない。

(細則への委任)

第4条 課外活動の指導に当たる教職員の取扱の細目については、学長の制定する細則に委任する。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会が行う。

(附 則)

本規則は、平成0年0月0日より施行する。

《同好会の取扱に関する規程》(平成0年学長規程第0号)

(目 的)

第1条 本規程は、学芸、技能及び技術の習得またはその向上を目的として、同好の学生によって結成された同好会の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(同好会)

第2条 特定の学芸、技能もしくは技術の習得または向上を目的として、本学学生により結成された同好者集団で10人を超える構成員を有するものを同好会という。

2 同好会として大学に公認されるためには、学生部に次の事項を登録しなければならない。

- ① 結成目的・会員数
- ② 会員の住所・氏名

- ③ 代表者の住所・氏名及び昼・夜間の連絡先
- ④ 活動資金の調達及び管理の方法
- ⑤ 顧問、部長及び監督の住所・氏名
- ⑥ その他指定された事項

(同好会活動)

第3条 同好会の活動は、大学の教育活動としての課外活動とは異なる学生の自主的活動であり、大学はその活動に対し原則として、責任を負わないものとする。

(施設の利用)

第4条 第2条2項の登録をした同好会は、その活動にあたり、大学の課外活動施設を許可を得て利用することができる。

2 課外活動の施設使用と同好会の施設利用が競合する場合は、原則として、前者が優先する。

3 大学は、同好会活動の便益を図るため、同好会の活動拠点として学校施設の一部の専用を認めることがある。

(同好会の行動基準)

第5条 学内での同好会活動は、校則に従い、安全に配慮して行わなければならない。

2 同好会活動を学外で行う場合には、社会の規範を遵守し、いやしくも世間の譏りを受けることのないように慎重に行動しなければならない。

3 同好会員は、学生としての良識に従い、互いに協力して、同好会結成の目的達成に努めなければならない。

(除名)

第6条 同好会は、会員が同好会の方針に従わない場合、当該会員以外の会員の総意で、当該会員を同好会から除名することができる。

(制裁)

第7条 学長は、第5条の行動基準に違反した同好会の登録を抹消し、施設利用の特典を取消することができる。

(取扱細則)

第8条 本規程の施行のため必要な事項は、本規程で定めるもの他学生部長が作成する同好会取扱細則で定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、大学評議会の意見を聴き、学長が行う。

(附則)

本規程は、平成0年0月0日より施行する。